川口町公民館報
公民館報
第83号
発行人 古田島 正
編集人 金子 真
印刷所 山砂堂印刷所

昭和42年度予算決まる

一般会計 一一九、三六一千円
特別会計 九一、七〇七千円

昭和四十二年度川口町一般会計予算並びに特別会計の予算は、去る二月十五日の臨時議会において可決成立いたしました。例年と異なり衆議院解散の影響で国の予算編成が大巾に遅れているため、地方財政計画等市町村の予算編成の前提となる事項が未定であり、加えて首長や議会議員の改選期にあるため義務的経費を主体とした予算でありますが、物価の上昇、義務的経費等の増加により一般会計、特別会計ともに前年度に比較して増額されております。

昭和42年度一般会計予算

オ 入

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
町税	31.920	28.919	3.001
臨時地方特例交付金	1	0	1
地方交付税	60.036	58.158	1.878
分担金及負担金	1.779	2.426	△ 647
使用料及手数料	5.162	3.508	1.654
国庫支出金	7.175	5.078	2.097
県支出金	2.731	3.428	△ 697
財産収入	2.885	2.782	103
寄附金	124	381	△ 257
繰入金	601	301	300
繰越金	200	200	0
諸収入	1.147	1.419	△ 272
町債	5.600	12.000	△ 6.400
計	119.361	118.600	761

オ 出

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
議会費	6.656	5.775	881
総務費	26.646	23,866	2.780
民生費	11.231	18.035	△ 6.804
衛生費	10.807	5.403	5.404
労働費	1.317	1.736	△ 419
農林水産業費	8.103	8.581	478
商工費	1.823	1.989	△ 166
土木費	12.273	11.173	1.100
消防費	4.918	2.928	1.990
教育費	21.109	28.343	△ 7.234
災害復旧費	725	125	600
公債費	13.493	10.066	3.427
諸支出金	10	330	△ 320
予備費	250	250	0
計	119.361	118.600	761

昭和42年度一般会計予算の構成割合

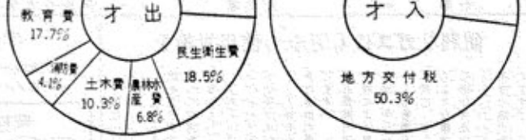

昭和42年度国民健康保険特別会計予算

（直診勘定） オ 入

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
診療収入	14.144	12.560	1.584
使用料及手数料	724	684	40
財産収入	17	16	1
繰入金	1	400	△ 399
繰越金	778	155	623
諸収入	6	6	0
計	15.670	13.821	1.849

（直診勘定） オ 出

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	8.288	7.694	594
医業費	6.868	5.725	1.143
施設整備費	169	57	112
基金積立金	10	10	0
公債費	30	30	0
諸支出金	5	5	0
予備費	300	300	0
計	15.670	13.821	1.849

（事業勘定） オ 入

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
国民健康保険料	14.158	11.931	2.227
一部負担金	100	150	△ 50
使用料及手数料	1	1	0
国庫支出金	29.491	20.502	8.989
財産収入	23	19	4
繰入金	1.000	1.000	0
繰越金	1	378	△ 377
諸収入	4	4	0
計	44.778	33.985	10.793

（事業勘定） オ 出

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較
総務費	2.459	2.292	167
保険給付費	40.455	29.806	10.649
保険施設費	1.417	1.335	82
基金積立金	50	120	△ 70
公債費	50	50	0
諸支出金	2	2	0
予備費	345	380	△ 35
計	44.778	33.985	10.793

昭和42年度ガス事業会計予算

（収益的収支）

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
	千円	千円	千円
ガス事業収益	16.754	11.349	5.405
ガス事業費用	13.755	10.445	3.310
損益勘定留保資金	2.999	904	2.095

（資本的収支）

科目	本年度予定額	前年度予定額	比較
	千円	千円	千円
資本的収入	150	200	△ 50
資本的支出	3.105	2.887	218
差引	△ 2.955	△ 2.687	△ 268

◎損益勘定留保資金は資本的収入の不足額に2.955千円、繰越欠損金に44千円をそれぞれ充当した。

昭和42年度簡易水道事業特別会計予算

勘定別収支予算額

勘定	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
東部簡易水道	4.350	4.146	204
田麦山簡易水道	693	448	245
和南津簡易水道	571	357	214
相川、武道窪簡易水道	615	523	92
小高簡易水道	52	53	△ 1
計	6.281	5.527	754

昭和42年度農業共済事業特別会計予算

勘定別収支予算額

勘定	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
農作物勘定	3.638	2.761	877
畜産共済勘定	484	499	△ 15
家畜共済勘定	680	505	175
事務勘定	3.272	3.127	145
計	8.074	6.892	1.182

みんなが選挙法を守り 明るく正しい選挙を 推進いたしましょう

川口町選挙管理委員会

選挙運動とはどういうことなのか、選挙運動の定義を定めた規定は、現行法令上どこにもないのであります。つまりどういう行為が選挙運動となり、従ってどういう行為を立候補の届出前にすれば事前運動禁止の違反になるかということは、もっぱら法律解釈の問題に委ねられております。そこで、次ぎに行政実例等その概要を掲げましたから、これらを参考にされて、選挙のルールを堅く守り、明るく正しい選挙の実現に御協力をお願いいたします。

一、立候補の準備行為とは。

一体自分はどの程度選挙人の支持を受けているあろうか、これを知ることは立候補しようとする者にとって、最も大事なことである。普通これを「準備行為」と呼んでいる。その方法にはいろいろあろう。少数の有力者等を通じて知る方法、演説多数の選挙人に対して政見発表演説会等を行なってその反響を見る方法等、純粋な準備行為は勿論何等禁止されるものではない。しかし、そのやり方如何によっては事前運動の禁止規定に触れるおそれがある。その限界は一様にいえないが要するに、立候補を前提とした投票依頼の意思がなく、純粋に準備の意図から出たものであれば、あまり非常識な行為にわたらない限り許されるのである。この点について次の特定の選挙につき、立候補の意志決定の資料として選挙人の意向を探知しようとする行為でも、その行為が立候補後における自己のための投票その他当選のあっせんにつき、依頼の意志をあわせ有することを明示するものであれば如何なる方法でもすべて選挙運動となる。

二、候補者の選考会は。

これは政治団体あるいは単なる有権者の集り等で推せんすべき候補者を決定することの集会である。これらの団体または集会が各人全く白紙の状態から相談の上推せんすべき候補者をきめることは一般に差支えない。しかし、あらかじめ特定の人をきめておいて単にその会合においてこれを了承させ、あるいは形式的に決定することに一般に選挙運動となり事前運動の禁止に触れるものと解されている。

三、事前運動は禁止されている。

立候補を決意したなら直ちに選挙運動に着手したいのが人情である。ところが法律は立候補届出前の運動を禁止している。例えば何系後援会というようなものの結成や会合は必ずしも事前運動ではないことはいうまでもないが、会員の募集、総会開催の方法が、立候補予定者の氏名、政策の依頼と賛成のためのときは事前運動となる。特に後援会の加入勧誘文書の配布内容から事前運動とみなされる場合が多いので注意を要する。

四、後援団体には次のようなものがある。

政党その他の政治団体またはその支部で、特定の候補者もしくは候補者になろうとする者の政治上の主義、施策を支持し、またはこれらの者を推せんし、もしくは支持することがその政治活動のうち主じた場所とみなされ、戸別訪問になる。

候補者または運動員が選挙人の家を訪れて投票を依頼したり、または投票を得させないように依頼するような行為が戸別訪問である。

内容は、

①有権者の心がまえ
②地方自治と青年
③青年心理
④新しい時代に生きるために
⑤青年と政治

等を予定している。出席者のよい人材を参加することも計画している。

五、いつから選挙運動ができるか。

立候補の受付がすんだ時からである。従って選挙期日の告示があっても立候補するまでは選挙運動はできない。

なお、選挙運動のできる期間は選挙事務所の設置等を除き、投票日の前日までである。

六、戸別訪問は禁止されている。

選挙運動は自由である。

個々面接とは、バスの中あるいは道路でたまたま知人等に会ったときにその機会を利用して選挙運動をすることをいうものであって、全く自由である。

八、飲食物の提供は原則として禁止されている。

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それが如何なる名義のものであっても、原則として禁止されている。

選挙運動に関してとは、選挙運動のためというよりは広い意味であって、投票依頼の目的があることを要しない。例えば候補者が選挙運動員や労務者に対し、慰労のために飲食物を提供する場合、第三者が選挙運動の依頼のために、いわゆる陣中見舞として候補者等に飲食物を提供する場合でも選挙運動に関するものである。飲食物とは加工しないものをそのまま飲食に供し得るものをいい、料理、弁当、酒、ビール、サイダー、菓子、果物等をいうが、特に煎茶及びこれに伴い通常用いられている程度の菓子や、選挙事務所において運動員や労務者に対して提供される弁当は除外されている。従って選挙事務所開設とに酒、ビール等を提供することは違反となる。

成人達令者 講座の開設

公民館ではことし成人に達する人たちを対象に三月下旬から四月にかけて、成人達令者講座を開設する。

内容は、

①有権者の心がまえ
②地方自治と青年
③青年心理
④新しい時代に生きるために

便利なガスにも万全の使用対策を

ガスにつけてあるガスメルがくさい臭いがしたら不完全燃焼による一酸化炭素中毒で換気窓のない風呂場や密閉した部屋で長時間ガスを使用しますと空気中の酸素が不足し不完全燃焼を起します。一酸化炭素は空気中にわずか一％含まれますと約三分間で人命を奪う毒性をもっております。

一、中毒事故

ガスの不完全燃焼による一酸化炭素中毒で換気窓のない風呂場や密閉した部屋で長時間ガスを使用しますと空気中の酸素が不足し不完全燃焼を起します。一酸化炭素は空気中にわずか一％含まれますと約三分間で人命を奪う毒性をもっております。

ガス漏れはすぐ元栓を閉じガス水道事業所に連絡し火気は近ずけないようにしてください。

眠る前や外出する時はガスの元栓を閉じる習慣をつけましょう。

ガス器具の取付や使用方法に不明の点がありましたらいつでもガス水道事業所へご照会ください。

（ガス水道事業所）

学級数教員定数きまる

昭和四十二年度の各学校の学級数、教職員の定数が次の表のようにきまりましたのでお知らせします。

昭和42年度学級数教員定数一覧

学校名	学級数	教員数	児童、生徒数 41年度	児童、生徒数 42年度	比較
泉水小	6	8	166	166	0
和南津小	6	8	94	94	0
川口小	13	17	469	439	△ 30
田麦山小	5	8	109	96	△ 13
小高分校	2	2	42	30	△ 12
山ノ相川分校	2	2	28	30	2
木沢小	3	4	73	68	△ 5
小計	37	49	981	923	△ 58
川口中	12	20	434	414	△ 20
田麦山中	4	8	116	121	5
山ノ相川分校	2	3	21	21	0
木沢中	3	8	45	40	△ 5
小計	21	39	616	596	△ 20
合計	58	88	1.597	1.519	△ 78

よい土壌

総選挙は終った。明るく正しい選挙が行なわれたかどうか、それは毎日の新聞紙上やテレビを見ればハッキリすることである。

方々で悪質な反響が出たようである。選挙前からあれほど明るく正しい選挙を叫んでいたのは「きいの河原」と同じことである。

悪質といわれるもとになった原因は、我々有権者に、よい土壌になるために、おいに責任をたくわえておこう。

さて、われわれは候補者という作物を育てる土壌だ。よい土壌でなければよい作物は育たぬ。

われわれ有権者が日頃政治に関心をもち、自分のえらんだ候補者の育成に注意し、責任をもって見守る必要があろう。

四月までいろいろな選挙がある。我々有権者は、よい土壌になるために、おいに責任をたくわえておこう。

◎と き 三月五日（午前九時より）
◎ところ 中山スキー場
◎種 目
・回転（中、青、成）
・標除（小、中、青、成、女子）
・パン食い（男女年令制限なし）
・風せん割り（右に同じ）

町民スキー大会

◎表彰は各種目三位まで賞状と賞品をおくる
◎競技参加者全員に記念品をおくる
◎小は小学生、中は中学生、青は中学生以上二十五才迄、成は二十六才以上

（公民館）

少年教育に思う

だれでも少年期を経て成人となる。ところが成人になると、少年時代の生活を忘れてしまって、少年期の断片的な記憶や、子どもに対する期待などでもって、少年教育はかくありたいと考えやすいようになる。

社会教育を考える場合に、三つの重要なポイントがあると思う。

一つには少年の興味、欲求、二つには親の欲求、願望、三つには社会の要請がそれである。この三つのそれぞれをどのように理解し、どのようにとらえ、それをどのように教育的に構成するか、またこの三つの均衡はどうあるべきかということである。

少年の興味、欲求を満たさないでは、いきいきした少年の、自発的活動は期待できない。同時に、親の欲求、願望をうけ入れ、親の理解と指導がなければ、少年の継続的、組織的な教育は不可能である。また社会の要請が生かされなければ、公教育として意義のある少年教育の道義は困難である。さらにこの三つの要素が均衡をなくして、例えば社会的の要請が過ぎると、少年教育は形式だけのものとなり、少年興味からはなれた実効のないものになることが考えられる。したがって、この三つは、少年教育の内容、方法等を定めるものであり、また現に行われている少年教育の反省、評価の視点であるともいえよう。

社会における少年教育の重要性は、いまさらいうまでもないところであるが、これまでの教育の実績と、今後の社会の変化を考えると、その拡充強化の必要性は高いものがある。われわれ成人は、今一度少年代を思いおこし、親と子の欲求をふまえ、さらに教育的意義の深い家新外、学校外の少年教育の推進をはかりたい。そして今日の少年が成人になったとき、自信と誇りをもって少年教育を語り、また体験を通じて育成指導者として活躍することを期待したいものである。

K生

3月のこよみ

2日 成人達令代表者会議（役場）
3日 ひな祭り、耳の日
5日 町民スキー大会（中山）
6日 皇后陛下生日
7日 消防記念日
8日 乳児検診（子定）役場
13日より 指定地区難聞駆虫（子定）
14日 結婚検診 診療所
17日 離乳食実習指導会（子定）
20日 成人達令者講座開設 五回
21日 春分の日
22日 連絡長会議（子定）

ただいま申込み受付中々

保育所入所希望者

四月からの保育所入所希望者の受付けをおこなっています。お早めに手続きをどうぞ。

一、受付〆切 三月五日まで
一、申込先 川口町役場 住民課

おわび

2月19日付の新聞おりこみのチラシのなかで昭和41年度とあるのは42年度のあやまりです。次に保育料及給食費について3才以上児が最底九〇〇円から最高二、五五〇円で3才未満児は最底一、二五〇円から最高四、六七〇円となりますのでおわびして訂正いたします。

住民課